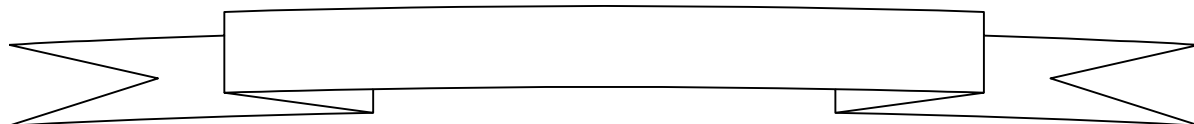


令和7年度

会計検査院
情報公開・個人情報保護審査会
年報



目 次

	頁
I 組織の概要	
1 設置と役割	1
2 委員について	2
3 調査権限及び審議の流れ	3
4 情報の提供について	6
II 令和7年度の運営状況	
1 審査会の開催実績	7
2 諮問事件の状況	9
3 答 申	1 0
・令和6年（情）諮問第4号〔答申（情）第82号〕	1 1
III 資料編	
1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	2 6
2 審査請求、裁決及び訴訟の状況	3 4
3 委員の推移	4 1

I 組織の概要

1 設置と役割

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）は、次の①又は②について、行政不服審査法に基づき会計検査院長に審査請求がなされた場合に、会計検査院長からの諮問に応じその審査請求について調査審議するために、会計検査院に設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った行政文書の開示決定等又は行政文書の開示請求に係る不作為

② 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

審査会は、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。そして、会計検査院長は、この審査会の答申を踏まえて、審査請求についての裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の審査に当たって、第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決が図られることを期待されています。

なお、一般の行政機関等については、総務省に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和4年4月1日廃止）（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

2 委員について

(1) 任 命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

(2) 任 期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

(3) 義 務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

(4) 第9期審査会委員（令和7年4月1日～令和10年3月31日）

会 長	杉 山 治 樹	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部特任教授
委 員	福 重 さと子	岡山大学学術研究院社会文化科学学域教授

(注) 1 会長の互選及び会長代理の指名：令和7年4月17日

2 各委員の本務は、任命時のものである。

3 調査権限及び審議の流れ

(1) 審査会の調査権限

① インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定等に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定等に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような審査請求事件については、不開示等とされた行政文書又は保有個人情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、審査請求事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

③ その他の調査権限

審査会は、審査請求人、参加人（審査請求に参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁（以下、これらを合わせて「審査請求人等」と略称します。）に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳

述させたり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会は、調査審議を行うに当たって審査請求人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

（２）審査請求人等の権利の保護

① 口頭意見陳述の申立て

審査請求人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています（準用審査会設置法第10条）。

② 意見書等の提出・写しの送付等

審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

審査請求人等から、意見書等の提出が行われた場合、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき以外は、当該意見書等の写しを他の審査請求人等に送付するものとされています（準用審査会設置法第13条第1項）。また、審査請求人等は、審査会に対し、他の審査請求人等が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条第2項）。これらは、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、意見書等の写しの送付をしたり、閲覧をさせたりする場合、審査会は、必要がないと認めるとき以外は、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないとされています（準用審査会設置法第13条第3項）。

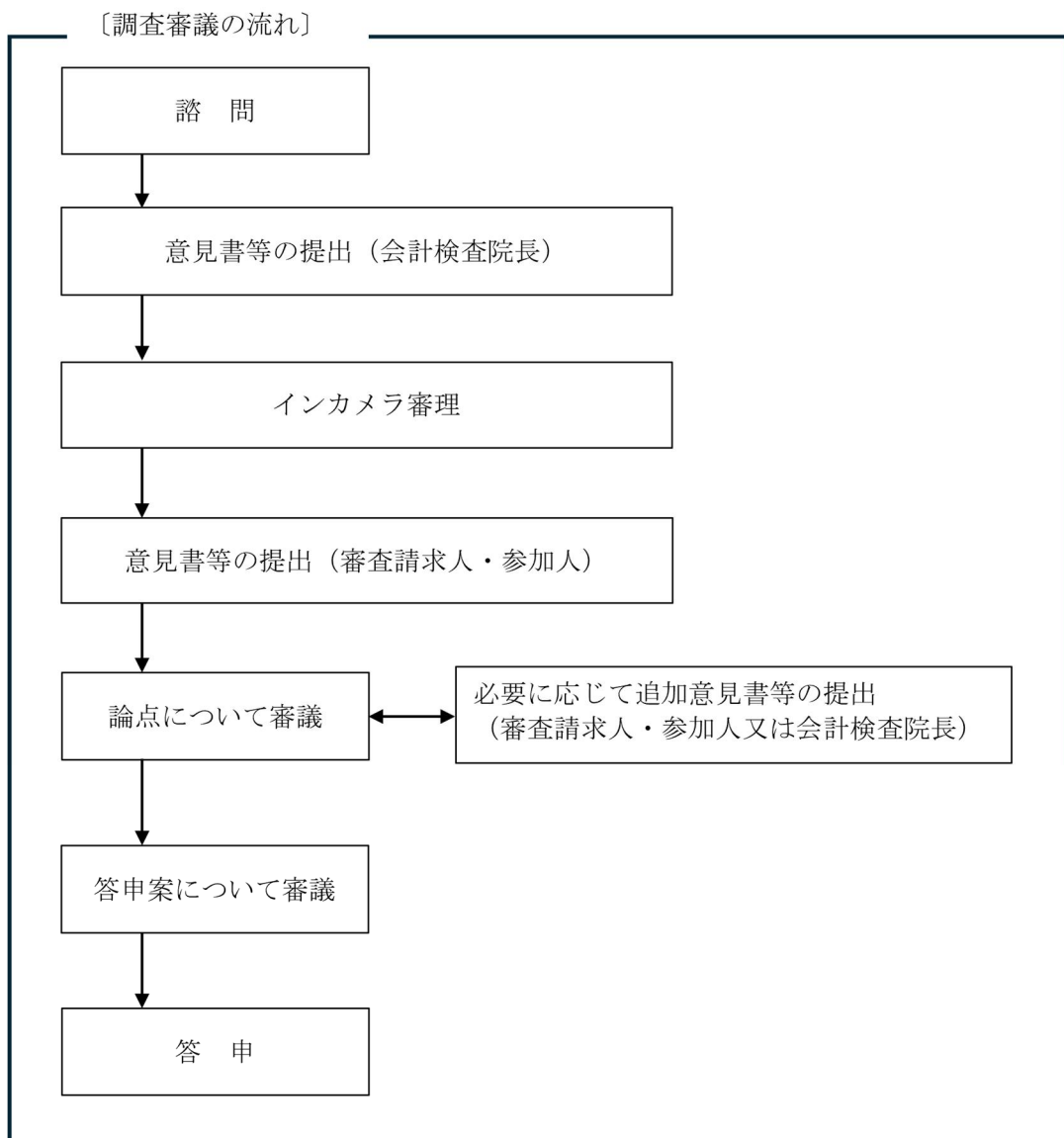
（３）指名委員による調査

インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第１２条）。この規定により、遠方に居住する審査請求人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

（４）基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や審査請求人等からの意見書等の提出・説明等により、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。



4 情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	公 表 内 容	公表時期	公 表 方 法
開催記録	会議の開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答 申	準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後	会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年 報	会議の開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申の内容等の活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<https://www.jbaudit.go.jp/>

Ⅱ 令和7年度の運営状況

1 審査会の開催実績

令和7年度の開催回数は6回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表1 審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第192回	令和7年 4月17日	1 会長の互選、会長代理の指名 2 令和6年（情）諮問第4号〔特定の刑務所が令和5年度に作成した会計検査院による会計実地検査の結果に係る文書の一部開示決定に関する件〕… 委員交代に伴う所要の手続の実施
第193回	7月11日	1 令和6年度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報の議決 2 令和6年（情）諮問第4号… 諮問庁の職員（会計検査院第1局司法検査課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
第194回	9月19日	1 令和6年（情）諮問第4号… 審議 2 令和7年（情）諮問第1号〔特定の答申番号の答申書において「改めて開示決定等すべき」とされた文書の不開示決定（不存在）に関する件〕… 審議
第195回	11月28日	1 令和7年（情）諮問第1号… 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議 2 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について議決 3 令和6年（情）諮問第4号… 審議（答申可決）
第196回	令和8年 1月30日	1 令和7年（情）諮問第1号… 審議

	開催日	主な議事内容
第197回	3月27日	1 令和7年（情）諮問第1号 … 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議 2 令和7年（情）諮問第2号〔防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関する文書として改めて特定された文書の不開示決定に関する件〕 … 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議

2 諮問事件の状況

令和7年度においては、情報公開関係9件、個人情報保護関係1件が審査会に諮問されました。前年度以前に諮問され処理が持ち越された情報公開関係1件と合わせた情報公開関係10件、個人情報保護関係1件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は、表2のとおりです。

表2 諮問事件の処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

諮問件数	7年度における 答申件数	答 申 区 分			7年度における 取下げ件数	7年度末現在の 処理中の件数
		諮問庁の 判断は妥当でない	諮問庁の 判断は一部妥当でない	諮問庁の 判断は妥当		
10	1	0	0	1	0	9

(注) 諮問件数には、前年度からの持ち越し1件を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

諮問件数	7年度における 答申件数	答 申 区 分			7年度における 取下げ件数	7年度末現在の 処理中の件数
		諮問庁の 判断は妥当でない	諮問庁の 判断は一部妥当でない	諮問庁の 判断は妥当		
1	0	0	0	0	0	1

3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、審査請求人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、審査請求に対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが実際上必要になると考えられます。

審査会は、令和7年度に、表3のとおり、情報公開関係1件の答申を行いました。答申の内容は11頁以降のとおりです。

表3 答申の状況等
〈情報公開関係〉

諮問 番号	答申 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考) 裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和6年 (情) 諮問 第4号	答申 (情) 第82号	令和 6.11.14 7.12.1	特定の刑務所が令和5年度に作成した会計検査院による会計実地検査の結果に係る文書の一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	11	令和 7.12.17	申立て棄却 (答申と同様)

諮問番号：令和 6 年（情）諮問第 4 号

事 件 名：特定の刑務所が令和 5 年度に作成した会計検査院による会計実地検査の結果に係る文書の一部開示決定に関する件

諮 問 日：令和 6 年 1 1 月 1 4 日

答申番号：答申（情）第 8 2 号

答 申 日：令和 7 年 1 2 月 1 日

答申書

第 1 審査会の結論

「令和 5 年度検査状況報告書（所管各庁分）」のうち、「会計検査院による会計実地検査の結果について（報告）」の特定の刑務所分の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書につき、その一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号。以下「情報公開法」という。）第 3 条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和 6 年 5 月 2 7 日付け 6 0 普第 1 0 5 号により行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、不開示とした部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 開示文書を受け取ったものの、すべて塗り潰しており、これでは国民が正確な事実を知ることができない。

イ 会計検査院は検査手続方法が知れるとか言うと思うが、その方法が出てる所だけ消せばよいだけである。

ウ 提出を求められた書類を公表しても一切問題もない。

検査を受けた事項など全く問題がないし、国民が開示請求したときにはすでに検査が終了しており問題がない。

注意を受けた事項こそ国民に公表しなければならない所である。

講評こそ国民に知らせる義務がある部分である。

（結語）

民主主義の国として主権者の国民が正確な事実を知ることができるようにする義務がある。

ア このようにすべて消してしまえば、不適切会計が行われていて注意や指摘、改善等を求めている国民は全く知ることができない。

イ 不適切会計を指摘されていても、消されて見えない以上は、その不正に対して国民が告発や民事提起することもできない状態である。

ウ これでは法務省と会計検査院が手を組んで便宜を図っているのと同じであり、絶対に国民は訴えたり民事訴訟を提起することができない。

エ 会計検査院は国民に公表しませんと言っているのと同じである。

オ 以前は開示している部分が多数あり前回、昨年頃はそれも会計検査院に提出したが、これでは不適切会計を見せませんと言っているのと同じである。

この処分を取り消し事実を国民に公表してください。公表しない場合は、諮問結果が届いてから30日以内に地裁に対して提訴いたします。

(2) 意見書

ア 本件一部開示決定は取り消され開示決定部分を拡大すべきである。

イ 対象文書について

(ア) 検査の文書であることは認めるが、だからといってすべてを塗りつぶす内容は認められない。

不開示とした部分

a 検査担当者（主任官を除く）の氏名に関する情報については不開示に同意する。

b 「具体的な検査事項」が問題があるところで、（何について検査をした）その結果問題があった場合は（〇〇についてこういう問題が発覚したため、改善する指導をした）と具体的でなく、国民が見ても会計検査院が正しく活動をし、権力のある組織に対しても平等に検査をしている部分を開示しなければならない。

すべての文書を具体的にの言葉で拡大して不開示にしてしまえば、国民は何も知ることができないことになり、結果として国民は会計検査院に対しての干渉が一切できないことになる。

(イ) 不開示とした理由

a 実施に支障が生ずる（おそれがある）との文章を多数使用しているが、外部の圧力、萎縮させるいかなる事件があったか具体的な内容表示もなく、「おそれ」だけの話である。

不開示決定取消訴訟ではないものの不開示決定が適法であることを主張する者は情報公開法第5条第1号から第6号までに定め

る不開示情報が記録されていることを主張・立証しなければならないところ、おそれは未来系に起こるかもしれない予想であり、氏名は不開示にしても官職名まで不開示にする必要はない。

「正確な事実の把握を困難にするおそれ」「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」このように（おそれ）を拡大に利用しすぎであり、結果会計検査院は説明責任を果たしておらず、すべてを開示しなくても国民が最低限度、税金が正しく使用されているかを知る権利があり、同院は開示する部分も最低でも国民が理解できる程度の開示をしなければならない。

- b 検査のノウハウに関する情報は不開示に同意するが、検査の結果に関する情報は公開すべきである。

特に不適切会計を行った組織は公表する義務があるし、会計検査院は民間組織の不適切は公表するが、行政機関の特に法務省系列は公表しないことがほとんどである。

当方が知る限りでは一度だけ、法務省、検察と会計検査院の戦いがあったときだけであり、あのときのような正しい同院になっていただきたい。

検査の着眼点を持ち出しているが一般企業、民間でも会計検査の部分と同じであり具体的な部分「着眼点」までは知る必要はないが、最低でも食料費用に対して調査したところ、このような不適切部分があったため、指導したとか勧告したとか改善を求めたと公表する義務が会計検査院にはある。

他方ニュースで事件を見てもわかるとおり、刑事事件でさえ容疑者が取調べで黙秘しているとか、否認していると捜査内容が毎回公表されている。（殺人事件でさえ）

「おそれ」が多数出ているので、その「おそれ」が発生した事実を説明して立証していただきたい。

何も立証せず文章をならべているだけでは説明責任を果たしていることには、ならない。

法人情報判例

- ア 水道部懇談会費に関する関係公文書のうち、懇談会等が行われた飲食店の名称等、飲食費用金額及び明細は当該業者の競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められるものに該当しない。

（最判平6・2・8民集48・2・255）

- イ 国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の社会的活動としての側面を有するが、公務員個人の私事に関する情

報が含まれる場合を除き、「個人」に当たることを理由に非公開情報に当たるとはいえない。

(最判平15・11・11)

ウ 内閣官房報償費に関する政策推進費受払簿等における政策推進費繰入に係る記録部分が開示されても、個々の支払の日付や金額等が直ちに明らかにはならず、一定期間における政策推進費又は内閣官房報償費全体の支払合計額は明らかになるが、支払回数や支払相手方の数は明らかにならないので、内閣が推進する政策や施策の具体的内容、その支払相手方や具体的用途等を相当程度の確実さをもって特定することは困難であり、当該情報は情報公開法第5条第3号又は第6号所定の不開示情報に該当しない。

(最判平30・1・19)

頭書内容判例を見てもわかるとおり、内閣官房報償費でも全体の合計額は明らかになるが、特定される具体的用途が困難であるぐらいのものであれば不開示に該当しないとなっている。

また公務員が活動中の行為は公務であり、その公務中の役職名は個人でない以上は開示されるのが相当である。

判例からみてもすべてを「おそれ」で不開示にするのは不当であり、本年は〇〇について検査を行ったと、不適切会計行為は個人情報ではなく認められない行為であるから開示決定をしなければならない（ただし方法や手法）は開示すべきではないと思う。

指導や改善を求めた部分は国民に知らせるべきである（支障が生じない程度で）。

(結語)

最低限度で会計検査院の活動がわかるように開示する義務があり、不適切会計をした組織は民間や行政機関問わず公表するのが同院の役目である。

受検庁は公務員であるから公務上で作成した証拠について不開示にする公文書でない限りは会計検査院も公表すべきであるが、受検庁ではない同院は、方法や手法妨害が発生しない限度で検査内容を公表しなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 事案の移送

本件開示請求は、令和6年3月16日付けで法務大臣に対し行われたものであり、これに対し、法務大臣は、「会計検査院による会計実地検査の

結果について（報告）」（特定の刑務所長から法務大臣に提出されたもの。以下「本件対象文書」という。）を特定した。その後、法務大臣は、「開示請求のあった行政文書について、開示又は不開示の判断に日数を要する」として、情報公開法第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期間の延長を適用し、審査請求人に対して、延長後の開示決定等の期限を60日と通知した。

そして、法務大臣は、本件対象文書は、会計検査院の検査に係る事務に関するものであり、同院において開示決定等の判断を行うことが適当であるとして、情報公開法第12条第1項の規定に基づき、同年4月24日付けで、処分庁に事案を移送した。

(2) 一部開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書について、同年5月27日付けで一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

本件対象文書は、会計検査院が実施した会計検査に係る事務に関する文書であり、この文書には、同院の検査担当者、具体的な検査の内容・結果等に関する情報が記録されている。この文書に記録された情報のうち、検査担当者（主任官を除く。以下同じ。）の官職及び氏名に関する情報（以下「本件不開示情報1」という。）については、後記3(1)と同様の理由により不開示とした。また、具体的な検査事項、検査内容、打合せ事項等に関する情報（以下「本件不開示情報2」という。）については、後記3(2)と同様の理由により不開示とした。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、本件一部開示決定を不服とし、同年7月1日付けで審査請求を提起した。

2 検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書が開示され、検査過程又は審理・判断の過程で会計検査院内部又は同院と受検庁との間で行われた検査の結果等に対する審議・検討又は討議に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積

され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、また、②同院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施するに当たり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(2) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経たものを各年度の検査報告等に掲記し、公表するものとされている（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第11条、第29条等参照）。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる必要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する必要があるからである。

そして、会計検査院は、このような法の趣旨を踏まえて、その実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けている。

したがって、このような検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の未成熟な情報が公になった場合には、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために同院内部に周到かつ慎重な審理・判断の

過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、また、②検査官会議その他同院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(3) 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

会計検査院に対しては、その職務の性質上、常時実施している実地検査等をめぐり、当該検査の内容・結果等を検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されることを不都合とする外部から、同院又は同院の特定の検査事項に係る検査担当者が様々な働きかけ又は圧力・干渉等を受ける場合もある。

そして、特定の検査事項の検査担当者に対して外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合には、当該検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することが困難になるなどして、同院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障が生ずるおそれなどがある。

また、会計検査院の検査が主として実地検査の方法により実施されているものであることを踏まえれば、特定の検査箇所に係る出張官（検査担当者）に対してこのような外部からの働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合についても、ほぼ同様のおそれがある。

なお、本件会計実地検査の検査担当課は本件一部開示決定によって既に開示されており、当該検査担当課において検査業務に従事する調査官、調査官補及び事務官の人数はおおむね10名程度であることから、本件会計実地検査における官職別の検査担当者の人数が明らかになると、別途開示請求することにより開示されることが見込まれる職員名簿等の情報と照合することにより、検査担当者の氏名が相当程度特定されるおそれがあるこ

とから、官職に関する情報も公にすることにより氏名に関する情報を公にするのと同様のおそれがある。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に含まれている特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができる会計検査院職員の官職及び氏名に関する情報が公になった場合には、当該検査担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）がある。

3 本件不開示情報1及び本件不開示情報2の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

本件対象文書は、法務省内で作成され法務大臣に提出された文書であるが、会計検査院の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報、同院と法務省との間で行われた当該実地検査の結果等に関する打合せの情報、すなわち、検査過程における未成熟な情報が記録されている。これらの情報は、検査を受けた法務省内で現に共有され、又は共有され得るものであるが、法務省以外の国等の機関及びその関係者に察知されることは想定されていないものである。したがって、本件対象文書が開示され、本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2で詳論したようなおそれが生ずることとなる。

よって、本件不開示情報1及び本件不開示情報2は、次のとおり、情報公開法に定める不開示情報に該当するものである。

(1) 本件対象文書に記録された本件不開示情報1の不開示情報該当性

本件不開示情報1は、本件対象文書に記録された特定の検査事項に係る検査担当者の官職及び氏名に関する情報であることから、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報1が公になった場合には、前記2(3)のとおり、検査担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ及び会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 本件対象文書に記録された本件不開示情報2の情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号該当性

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

本件不開示情報2は、会計検査院が検査を実施した法務省の特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報を読み取ることができるものとなっており、また、公正かつ慎重な審理・判断を経て検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の未成熟な情報であることから、情報公開法第5条第6号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。そして、本件不開示情報2が公になった場合には、次の(ア)及び(イ)のおそれがある。

(ア) 前記2(1)に記載の、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）

(イ) 前記2(2)に記載の、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために会計検査院内部に設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程等の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）

なお、法務省は、当該実地検査における特定の検査事項に係る具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を現に把握しており、会計検査院が法務省に対して将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、（実際にそれを行うかどうかは別として）仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策、所要の検査資料の収集の阻害等を行い得る状況にある一方、これらの情報が他の国等の機関に察知されることは想定されていないものであることから、本件不開示情報2が公になった場合の前記(ア)で述べたおそれ

については、他の国等の機関との関係において引き続き生ずるものである。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

本件対象文書は、会計検査院が実施した会計検査に係る事務に関する文書であり、本件不開示情報2は、特定の検査事項に関し、検査過程で同院と受検庁との間で行われた検査の結果等に対する審議・検討又は討議に関する情報であることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。そして、本件不開示情報2が公になった場合には、次の(ア)及び(イ)のおそれがある。

(ア) 前記2(1)に記載の、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）

(イ) 前記2(2)に記載の、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために会計検査院内部に設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程等の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、検査官会議その他同院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）

なお、本件不開示情報2が公になった場合の前記(ア)で述べたおそれが法務省以外の国の機関等との関係において引き続き生ずることについては、前記アと同様である。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件一部開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月14日 諮問書の収受
- ② 令和7年 5月 7日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 6月27日 審査請求人から意見書を収受

- ④ 同年 7月11日 諮問庁の職員（会計検査院第1局司法検査課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 9月19日 審議
- ⑥ 同年 11月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、令和6年3月に本件開示請求を受けた法務大臣が、本件対象文書を特定した上で、同年4月に処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、同年5月に本件対象文書の一部を不開示とする決定を行った。そして、同年7月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、諮問庁は、同年11月に当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、前記第2の2(2)のとおり、本件不開示情報1のうち氏名に関する情報については争わないとしているので、当該部分を除く不開示部分の開示を求めるものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示とされた部分のうち審査請求人が開示を求めている部分について、本件一部開示決定の当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の刑務所が作成した、令和5年度に行われた会計検査院による特定の刑務所に対する会計実地検査についての法務大臣への報告文書であり、会計実地検査の担当者や、検査を受けた内容等に係る情報が記載されている。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、

問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に記録された情報を公にすれば、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件不開示情報1のうち官職に関する情報及び本件不開示情報2について、不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 本件不開示情報1のうち官職に関する情報の不開示情報該当性

本件不開示情報1は本件会計実地検査における検査担当者の官職及び氏名に関する情報であるが、まず、このうち氏名に関する情報を公にした場合、本件特定の検査事項に係る検査担当者を特定できると認められる。

一般に、会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、受検庁が指

摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあるとの諮問庁の説明は十分理解できるものであり、審査請求人もこれを争っていない。

また、会計検査の継続性・反復性からすると、検査担当者に対する上記のような圧力・干渉等は、特定の实地検査や特定の検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このような事態が生じた場合には、当該検査担当者に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

以上を前提に、本件不開示情報 1 のうち官職に関する情報についてみると、諮問庁は、前記第 3 の 2 (3) のとおり説明している。すなわち、本件会計实地検査の検査担当課は本件一部開示決定によって既に開示されており、当該検査担当課において検査業務に従事する調査官、調査官補及び事務官の人数はおおむね 10 名程度であることから、本件会計实地検査における官職別の検査担当者の人数が明らかになると、職員名簿等の情報と照合することにより、検査担当者の氏名が相当程度特定されるおそれがあることから、官職に関する情報も公にすることにより氏名に関する情報を公にすると同様のおそれがある旨説明するところ、この説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、本件特定の検査事項に係る検査担当者の官職に関する情報は、この情報を公にすることにより、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(2) 本件不開示情報 2 の不開示情報該当性

本件対象文書は、前記 2 のとおり、特定の刑務所が作成した、会計検査院による特定の刑務所に対する会計实地検査についての法務大臣への報告文書である。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示情報 2 には、特定の刑務所が会計検査院から検査を受けた事項、同院に提出した検査資料に関する情報及び会計实地検査の講評に関する情報が記録されており、これらの不開示とされた内容からは、同院の具体的な検査内容、検査

手法等を端的に読み取ることができると認められる。

このため、これらの情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合の検査内容、検査手法等が明らかになり又は推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

そして、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件不開示情報 2 は、公にすることにより、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第 5 号及び第 6 号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、検査の結果に関する情報は開示すべきであると主張しているが、本件対象文書において検査の結果とされている情報は、最終的な検査の結果ではなく、あくまで会計検査院の検査の一過程における未成熟なものであり、当該情報が公になった場合には、前記のとおり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。

5 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、諮問庁が主張する「おそれ」は立証されていないことから、不開示理由には当たらないと主張している。しかし、本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 が公になった場合の「おそれ」は、単なる抽象的な「おそれ」ではなく、前記 4 のとおり、会計検査の特性に鑑みると具体的、現実的なものであり、法的保護に値する蓋然性があると認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。
- (2) 審査請求人は審査請求書に「以前は開示している部分が多数あり」と記載しており、これは、本件対象文書と同種の文書に係る他の行政機関の長による開示決定における不開示部分が、本件一部開示決定のそれと異なることから、本件一部開示決定においても同様に開示すべきであるという趣

旨の主張と解される。しかし、本件対象文書と同種の文書であれば会計検査院の検査に係る事務に関するものであることから通常は同院に移送されるものであり、また、特定の文書に係る不開示情報該当性に関して、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないことは明らかであるから、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 福 重 さと子

III 資 料 編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表1 開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	開示請求	移送受	計
平成13年度	215	7	222
14年度	55	6	61
15年度	53	5	58
16年度	108	6	114
17年度	67	9	76
18年度	71	12	83
19年度	26	17	43
20年度	46	10	56
21年度	27	10	37
22年度	16	4	20
23年度	40	2	42
24年度	55	2	57
25年度	80	2	82
26年度	29	8	37
27年度	48	2	50
28年度	30	7	37
29年度	111	16	127
30年度	31	2	33
令和元年度	41	5	46
2年度	72	7	79
3年度	85	7	92
4年度	45	3	48
5年度	31	5	36
6年度	20	2	22
7年度	33	2	35

(注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。

2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	開示請求	移送受	計
平成17年度	0	0	0
18年度	0	0	0
19年度	32	0	32
20年度	2	0	2
21年度	4	0	4
22年度	17	0	17
23年度	2	0	2
24年度	1	0	1
25年度	7	0	7
26年度	0	0	0
27年度	0	0	0
28年度	0	0	0
29年度	0	0	0
30年度	0	0	0
令和 元年度	0	0	0
2年度	2	0	2
3年度	2	0	2
4年度	2	0	2
5年度	5	0	5
6年度	2	0	2
7年度	4	0	4

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表2 開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成13年度	222	175	40	7	0
14年度	61	56	2	0	3
15年度	61	52	8	0	1
16年度	115	85	23	0	7
17年度	83	75	4	3	1
18年度	84	69	1	0	14
19年度	57	39	4	0	14
20年度	70	62	7	0	1
21年度	38	28	2	0	8
22年度	28	25	2	0	1
23年度	43	42	1	0	0
24年度	57	30	0	1	26
25年度	108	104	2	0	2
26年度	39	34	0	5	0
27年度	50	46	0	4	0
28年度	37	9	4	23	1
29年度	128	109	12	4	3
30年度	36	27	2	7	0
令和元年度	46	38	0	8	0
2年度	79	64	2	6	7
3年度	99	70	4	11	14
4年度	62	52	4	5	1
5年度	37	19	6	3	9
6年度	31	18	0	12	1
7年度	36	22	1	8	5

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。
3 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成17年度	0	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0
19年度	32	24	0	0	8
20年度	10	10	0	0	0
21年度	4	0	0	0	4
22年度	21	21	0	0	0
23年度	2	2	0	0	0
24年度	1	1	0	0	0
25年度	7	3	0	0	4
26年度	4	4	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0
28年度	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
2年度	2	2	0	0	0
3年度	2	0	0	1	1
4年度	3	2	0	1	0
5年度	5	1	0	1	3
6年度	5	1	0	3	1
7年度	5	3	0	2	0

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。
 4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表3 開示決定等の件数（決定内容区分別）

（情報公開関係）

（単位：件）

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
	開示	部分開示			不開示 情報	不存在	存否応答 拒否	形式上の 不備
平成13年度	7	113	24	144	118	21	0	0
14年度	13	27	4	44	31	0	0	0
15年度	9	26	10	45	33	3	3	0
16年度	3	35	10	48	36	7	2	0
17年度	6	30	5	41	35	0	0	0
18年度	5	40	6	51	45	1	0	0
19年度	2	12	14	28	24	0	0	2
20年度	4	18	26	48	27	6	3	8
21年度	4	9	6	19	10	4	0	1
22年度	2	16	7	25	18	0	0	5
23年度	0	15	7	22	17	2	1	2
24年度	7	21	3	31	21	3	0	0
25年度	14	28	6	48	31	2	1	0
26年度	6	9	9	24	16	1	2	0
27年度	8	17	1	26	17	1	0	0
28年度	3	3	3	9	5	0	0	1
29年度	6	28	16	50	34	8	2	0
30年度	3	9	12	24	13	5	3	0
令和元年度	5	12	10	27	15	5	3	0
2年度	4	16	15	35	24	6	2	0
3年度	6	17	21	44	21	12	4	1
4年度	3	10	9	22	12	4	2	1
5年度	0	4	13	17	8	5	4	0
6年度	1	4	7	12	6	4	0	1
7年度	1	8	4	13	8	2	2	0

（注）1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 令和4年度以降は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した場合に、60日以内に行った「相当の部分」に係る開示決定等は含まない。

3 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は、部分開示決定及び不開示決定の件数の合計とは一致しない場合がある。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開示	部分開示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
19年度	0	0	4	4	0	0	0	4
20年度	0	0	3	3	0	0	0	3
21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
22年度	6	4	1	11	4	1	0	0
23年度	0	0	2	2	0	0	1	1
24年度	0	0	1	1	0	1	0	0
25年度	1	0	0	1	0	0	0	0
26年度	0	1	0	1	1	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0
2年度	0	0	2	2	0	0	0	2
3年度	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	0	0	2	2	0	1	0	1
5年度	0	0	1	1	0	1	1	0
6年度	0	0	1	1	0	1	0	0
7年度	1	2	1	4	3	0	0	0

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は、部分開示決定及び不開示決定の件数の合計とは一致しない場合がある。

3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表4 開示決定等の件数（処理期間区分別）

〈情報公開関係〉

（単位：件）

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成13年度	118	26	0	144
14年度	32	11	1	44
15年度	39	4	2	45
16年度	33	7	8	48
17年度	31	1	9	41
18年度	24	11	16	51
19年度	12	3	13	28
20年度	34	10	4	48
21年度	15	1	3	19
22年度	13	6	6	25
23年度	16	5	1	22
24年度	14	4	13	31
25年度	8	20	20	48
26年度	16	6	2	24
27年度	24	2	0	26
28年度	7	1	1	9
29年度	22	5	23	50
30年度	14	4	6	24
令和 元年度	18	4	5	27
2年度	29	4	2	35
3年度	26	11	7	44
4年度	14	4	4	22
5年度	12	2	3	17
6年度	6	4	2	12
7年度	10	1	2	13

（注）1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 「延長（30日）」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成22年度6件のうち1件は、延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がなされなかったものである。

3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。ただし、令和4年度以降は、当該規定を適用した場合に60日以内に行った「相当の部分」に係る開示決定等は含まない。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成17年度	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0
19年度	4	0	0	4
20年度	3	0	0	3
21年度	0	0	0	0
22年度	11	0	0	11
23年度	2	0	0	2
24年度	1	0	0	1
25年度	1	0	0	1
26年度	1	0	0	1
27年度	0	0	0	0
28年度	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0
令和 元年度	0	0	0	0
2年度	2	0	0	2
3年度	0	0	0	0
4年度	2	0	0	2
5年度	1	0	0	1
6年度	1	0	0	1
7年度	2	0	2	4

(注) 1 開示(不開示)決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 「延長(30日)」欄は、令和3年度までは行政機関個人情報保護法第19条第2項、令和4年度以降は個人情報保護法第83条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。

3 「期限の特例の適用」欄は、令和3年度までは行政機関個人情報保護法第20条、令和4年度以降は個人情報保護法第84条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

2 審査請求、裁決及び訴訟の状況

表5 審査請求の状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成13年度	10	0	1	0	0	0	9
14年度	16	0	0	5	0	0	11
15年度	24	0	3	1	0	0	20
16年度	20	0	6	4	0	0	10
17年度	14	4	4	2	0	0	4
18年度	10	0	3	3	0	0	4
19年度	10	0	1	0	0	0	9
20年度	15	0	8	0	0	0	7
21年度	8	0	4	4	0	0	0
22年度	4	0	1	0	0	3	0
23年度	4	0	1	0	0	0	3
24年度	7	0	0	2	0	0	5
25年度	7	0	0	1	0	0	6
26年度	10	1	2	3	0	0	4
27年度	4	0	3	1	0	0	0
28年度	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0
30年度	3	0	0	0	0	1	2
令和元年度	4	0	0	1	0	0	3
2年度	4	0	0	1	0	0	3
3年度	4	0	3	0	0	0	1
4年度	6	0	0	0	0	0	6
5年度	10	1	4	1	0	0	4
6年度	13	6	3	1	1	0	2
7年度	14	4	1	0	0	0	9

(注) 1 審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。

2 処理が未済となっているのは、各年度末時点において、処理方針・諮問の可否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成 1 7 年度	0	0	0	0	0	0	0
1 8 年度	0	0	0	0	0	0	0
1 9 年度	4	0	0	0	0	0	4
2 0 年度	1 0	4	6	0	0	0	0
2 1 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 2 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 3 年度	2	0	1	0	0	0	1
2 4 年度	1	0	1	0	0	0	0
2 5 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 6 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 7 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 8 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 9 年度	0	0	0	0	0	0	0
3 0 年度	0	0	0	0	0	0	0
令和 元年度	0	0	0	0	0	0	0
2 年度	2	0	0	0	0	1	1
3 年度	1	0	1	0	0	0	0
4 年度	1	0	0	0	0	0	1
5 年度	2	0	1	0	0	0	1
6 年度	1	0	1	0	0	0	0
7 年度	1	0	0	0	0	0	1

(注) 1 審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。

2 処理が未済となっているのは、各年度末時点において、審査会に諮問中又は裁決の準備中のものである。

3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表6 審査会における処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ 件 数	各年度末 現在の処 理中の件 数
			諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
平成13年度	10	1	0	0	1	0	9
14年度	16	6	0	5	1	0	10
15年度	19	11	0	5	6	0	8
16年度	8	4	0	0	4	0	4
17年度	8	4	0	2	2	0	4
18年度	10	6	0	3	3	0	4
19年度	10	3	0	0	3	0	7
20年度	13	6	0	0	6	0	7
21年度	8	8	0	4	4	0	0
22年度	4	4	0	0	4	0	0
23年度	3	1	0	0	1	0	2
24年度	7	3	0	3	0	0	4
25年度	6	0	0	0	0	0	6
26年度	9	5	0	3	2	0	4
27年度	4	4	0	1	3	0	0
28年度	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0
30年度	2	0	0	0	0	0	2
令和 元年度	4	1	0	1	0	0	3
2年度	4	1	0	1	0	0	3
3年度	4	3	0	0	3	0	1
4年度	6	0	0	0	0	0	6
5年度	7	5	0	1	4	0	2
6年度	6	5	1	1	3	0	1
7年度	10	1	0	0	1	0	9

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ 件 数	各年度末 現在の処 理中の件 数
			諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
平成 1 7 年度	0	0	0	0	0	0	0
1 8 年度	0	0	0	0	0	0	0
1 9 年度	4	2	0	0	2	0	2
2 0 年度	4	4	0	0	4	0	0
2 1 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 2 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 3 年度	2	1	0	0	1	0	1
2 4 年度	1	1	0	0	1	0	0
2 5 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 6 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 7 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 8 年度	0	0	0	0	0	0	0
2 9 年度	0	0	0	0	0	0	0
3 0 年度	0	0	0	0	0	0	0
令和 元年度	0	0	0	0	0	0	0
2 年度	1	0	0	0	0	0	1
3 年度	1	1	0	0	1	0	0
4 年度	1	0	0	0	0	0	1
5 年度	2	1	0	0	1	0	1
6 年度	1	1	0	0	1	0	0
7 年度	1	0	0	0	0	0	1

- (注) 1 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。
2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表7 審査請求に対する裁決の状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	裁決の 件数	審査会に諮問しないで裁 決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの				
			認容	却下		棄却	認容	一部 認容	うち答申と 異なる裁決 を行ったもの
平成13年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
14年度	5	0	0	0	5	0	0	5	0
15年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
16年度	10	0	0	0	10	6	0	4	0
17年度	10	4	0	4	6	4	0	2	0
18年度	6	0	0	0	6	3	0	3	0
19年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
20年度	8	0	0	0	8	8	0	0	0
21年度	8	0	0	0	8	4	0	4	0
22年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
23年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
24年度	2	0	0	0	2	0	0	2	0
25年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
26年度	6	1	0	1	5	2	0	3	0
27年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
2年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
3年度	3	0	0	0	3	3	0	0	0
4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5年度	6	1	0	1	5	4	0	1	0
6年度	11	6	0	6	5	3	1	1	0
7年度	5	4	0	4	1	1	0	0	0

(注) 答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に審査請求が取り下げられたものがあるため、表6の「答申件数」欄と本表の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」欄の件数は一致しない。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	裁決の 件数	審査会に諮問しないで裁 決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの				
			認容	却下		棄却	認容	一部 認容	うち答申と 異なる裁決 を行ったもの
平成 1 7 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 8 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 9 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 0 年度	1 0	4	0	4	6	6	0	0	0
2 1 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 2 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 3 年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
2 4 年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
2 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 6 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 7 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 8 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 9 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 0 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
4 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
6 年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
7 年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものがあるため、表 6 の「答申件数」欄と本表の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」欄の件数は一致しない。

2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表 8 訴訟の状況

(単位：件)

年度	発生		年度末係属	
	情報公開関係	個人情報保護関係	情報公開関係	個人情報保護関係
令和 6 年度	1	0	1	0
7 年度	2	1	3	1

3 委員の推移

第9期審査会委員（令和7年4月1日～10年3月31日）

会 長	杉 山 治 樹	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部特任教授
委 員	福 重 さと子	岡山大学学術研究院社会文化科学学域教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：令和7年4月17日

第8期審査会委員（令和4年4月1日～7年3月31日）

会 長	杉 山 治 樹	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部教授
委 員	飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：令和4年4月11日

第7期審査会委員（平成31年4月1日～令和4年3月31日）

会 長	吉 田 広 司	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部教授
委 員	飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成31年4月11日

第6期審査会委員（平成28年4月1日～31年3月31日）

会 長	吉 田 広 司	公証人
会長代理	山 岸 敬 子	明治大学法科大学院教授
委 員	石 津 寿 恵	明治大学経営学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成28年4月25日

第5期審査会委員（平成25年4月1日～28年3月31日）

会 長	山 舗 弥一郎	公証人
会長代理	山 岸 敬 子	明治大学法科大学院教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学大学院人文社会科学研究科長・教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成25年4月23日

第4期審査会委員（平成22年4月1日～25年3月31日）

会 長	小木曾 国 隆	公証人
会長代理	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成22年4月21日

第3期審査会委員（平成19年4月1日～22年3月31日）

会 長	小 木 曾 国 隆	公証人
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成19年4月23日

第2期審査会委員（平成16年4月1日～19年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成16年4月12日

第1期審査会委員（平成13年4月1日～16年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅 田 一 豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利矢子	評論家

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成13年4月13日

（注） 各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-8941 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号

電話 03-3581-3251（代表）